


所管部課	福祉部 福祉推進課	部長	田口 茂夫		
件名	東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、東大和市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 法改正により、災害援護資金の償還の免除事由に「破産手続等の開始決定」が加えられたことから、第15条第2項に次の1号を加える。 『(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類』</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 本規則の改正により、適切な事務を執行できる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における報告終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。